

一般社団法人日本パラダンススポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・2022年度版の10年計画を元に、2023年度版中長期計画を策定し、それに関わる協会の事業目標を理事会にて協議し、2023年度7月理事会にて承認を受け、協会ウェブサイトにて公開している。 https://jpdsa-h.org/jpdsa10yearplan/ https://jpdsa-h.org/wp-content/uploads/2023/12/814071828abcbfaaea2e294ef6865a48.pdf ☒	1. JPDSA23年度版 10年計画表 27. 2023年度第8回理事会 (理事会議事録(抜粋))	
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	理事選考委員会の主要人員が定まり、理事選考委員会委員長を定め、今後、理事選考委員会運営のための「理事選考委員会規約」を2024年度内に整備することを目指している。	8. 会員規定	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明		
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度財務諸表を公開している。 ・指導者育成事業として「令和7年度「地域におけるパラスポーツの振興事業」の申請を行い承認を得、現在日本各地7ヶ所における「指導者講習会」の開催のための資金を獲得することができた。 ・公、民間の選手・スタッフへの助成金につき協会として申請を行い、選手活動支援も視野にいれている。 <p>https://jpdsa-h.org/report/</p> <p>※活動状況は隨時協会HPにUPし、継続した指導者育成と選手層の拡大に努めている。</p> <p>※財務の健全性については、収入内容の明確化、使途の明確化、事業内容の公開が重要であり、事業については都度公開し、使途については都度理事会の承認を得ながら活動を行っている。</p>		2. 令和6年度財務諸表 3. 令和7年度地域におけるパラスポーツの振興事業決定通知書
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>2025年度 役員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部理事の割合 20% （理事5名 内1名外部理事） 2025年度再任 ・女性理事の割合 0% （理事5名 内0名女性理事） 2025年度1名辞任 		6.組織図 9.役員名簿
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は一般社団法人であるため評議員は設置していない		9.役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	現在、複数選手による意見交換会などを実施する「選手会」が存在する。	9.役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明		
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・当協会は、定例理事会を毎月第1木曜日17：30分と定め、現在まで理事会を定期的、また、臨時理事会も含め開催し、前月の活動は翌月には報告し、承認を得るなど理事の皆さんのご協力をいただきながら活動を進めている。小規模の団体であるため、役割は重複しているが、インターネット、WEB会議など速やかに開催し、意思疎通を行い活動している。 ※理事会、緊急会議、打ち合わせのほとんどをWEB会議などを活用している。		14. 定款
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	※2025年度内にて、理事就任時の年齢制限を入れた定款変更を行う予定である		14.定款 30. 2023年度第9回理事会議事録
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	2025年度内に定款変更し、年齢制限、就任期間の制限を設ける予定である。 尚、現在10年を超えて就任している理事はいない。 【例外措置または小規模団体配慮措置】		14.定款 30. 2023年度第9回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考委員会の主要メンバーが選任され、役員選考委員会の設置を準備している。	30.2024年第5回理事会議事録 22.役員選考委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・当協会役職員その他構成員を適用対象とした倫理規程を整備し、法令を遵守するようにしている。	12.倫理規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款、会員規程、強化部規程、強化選手規程、強化スタッフ規程を整備している。 ・今後は、事務局運営規程を整備する	8.会員規程 9.強化部規程 10.強化スタッフ規程 11.強化選手規程 14.定款
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・定款や事務局規程等を組織運営に必要な規程を整備している。	15.事務局規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・謝金規程、旅費規程、を整備している。 ・現在役員報酬は旅費以外の発生の予定はないが、報酬については、役員規程などに盛り込み整備していく予定である。	16.謝金規程 17.旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・会計規程を整備している	18.会計規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明		
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること (5)財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・寄付金は、不定期に企業・個人から受けているが、今後は、寄付金取り扱い規程と、オフィシャルスポンサー規程の整備を急ぎたい。		
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程は国際大会等選手選考規程にて定めている。 (2) 選手の権利保護に関しては、スポーツ仲裁機構を利用することができる旨を国際大会等選手選考規程に新たに追記・整備した。 (3) 選手選考に関しては、選考委員会規程に則り理事・強化部・医事部など様々な役割の者を主体とし、外部競技専門家を加えて、公平かつ合理的に選考している。 (4) 2025年度選手選考会は2025年6月1日に開催した。	4. 2025年度選考会資料	
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会は独自の審判員制度を有しておらず、本項目は適用されない。		
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	・現在、プロボノ弁護士の方が時間制限あるものの相談体制を取っている ・手続きに関しては、顧問契約ではなく、サポート司法書士1名、サポート行政書士1名にご登録いただき、相談できる体制を整えている	20.サポートスタッフ専門家名簿 21.プロボノ弁護士名簿	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・コンプライアンス委員会規程は整備している ・コンプライアンス委員会を設立すべく、現在委員選考中である。 ・コンプライアンス委員会の構成員には少なくとも1名の女性委員を配置する予定である。	13.コンプライアンス委員会規定	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明		
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・プロボノ弁護士を広く活用すべく、現在交渉中である。		13.コンプライアンス委員会規定 21.プロボノ弁護士名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・令和7年度JPCインテグリティ研修オンライン講座の受講を周知・指導している。受講に関しては、担当者を決め、受講の報せ、受講後の確認などおこなっている。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明		
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・令和7年度JPCインテグリティ研修オンライン講座の受講を周知・指導している。受講に関しては、担当者を決め、受講の報せ、受講後の確認も可能となるようLINEにて選手・スタッフに一斉送信しJPCの管理資料に入力をしてもらい出席の有無などを確認し、受講体制を整えている。		JPCエクセル管理資料
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会は独自の審判員制度を有しておらず、本項目は適用されない。		
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けができる体制を構築すること	「サポートスタッフ」という専門家集団に無償で相談が出来る体制を整えている。具体的な手続き・登記・申請などある場合は各業務規程料金を支払うこととしている。	21. サポート専門家名簿	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・会計規程を整備している。 ・監事の適正性については、監事履歴書（証憑書類33）の通り、長年金融機関に在職し、管理部門を経験した職歴があり、非常に組織財務・会計について多くの知識を有しているとともに、公正性をもった適正である人物と認識している。 	13. 会計規程 20. 役員名簿 33. 監事履歴書	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・JSC助成金ガイドラインを遵守し、特に、助成事業を開始する前には、必ず理事会にてその事業計画を報告し、完了後はその財務報告も含め、事業報告をおこない、法令、ガイドライン遵守に心がけている。 		25.日本スポーツ振興センター（会計処理の手引き_心得）
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・JSC助成金ガイドラインを遵守している。 ・令和6年度財務諸表を協会HPにて開示している。 https://jpsda-h.org/wp-content/uploads/2025/07/e953aa20207809a80447dc2d5dba1935.pdf 		26. スポーツ振興事業助成（会計処理の手引き_心得） 19. 令和6年度財務諸表

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・国際大会等選手選考規程、選考委員会規程を整備している。 https://jpdsa-h.org/about/terms/ 本年度は、2025年6月1日に「2025年度選手選考会」を開催した。 結果については、選考会判定結果を各選手に通知（郵便）し、選考会結果をHPに公開した。選考に関する通知手順は以下の通り。 ①強化選手へは選考会応募用紙と選考委員会内容を事前に選手に渡し、意思確認を行った。 ②選考競技種目を選考委員会と選手が合意。 ③選考会判定結果・派遣通書面を各選手に郵送にて通知。 	31.国際大会等選手選考規程 32.選考委員会規程 33.2025年度選考会判定結果 34.ワールドアビリティ大会派遣通知書
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・協会ウェブサイトに開示している https://jpdsa-h.org/about/governancecode/ 	一般社団法人日本パラダンススポーツ協会HPアドレス https://jpdsa-h.org/about/governancecode/
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程を整備 ・定期的な理事会にて、事業内容、取引先、関係者など、都度、詳細に確認し、利益相反と考えられる事項については、速やかに理事会にて判断することができる体制ができている。 利益相反ポリシーについては、理事会にて承認を得ている。 	12.倫理規程規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーについては、理事会にて承認を得ているが、現在内容など確認中であり、※2025年度内に「利益相反ポリシー」を公開したい。		27. 2023年度第8回理事会
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・独自にて通報制度を現在設置することは困難なため、代替窓口として、JPSA通報窓口を協会ウェーブサイト上に周知している。 https://jpdsa-h.org/ https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx		https://jpdsa-h.org/ https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・独自にて通報制度を現在設置することは困難なため、代替窓口として、JSC報窓口を協会HP上に掲示している。 https://jpdsa-h.org/ 日本パラスポーツ協会相談窓口もHP上に掲示している。 https://parasports.or.jp/consultation/index.html		https://parasports.or.jp/consultation/index.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<p>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程の第2,3,4条、および倫理規程に禁止行為第3,4条、処分対象者・処分の内容を第5,6,7,8条に定めている。</p> <p>(2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定めた処分規程・倫理規定を当協会ウエブサイトにて周知している。</p> <p>https://jpdsa-h.org/about/terms/</p> <p>(3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分規程第10条において定めている。</p> <p>(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分規程第9条に定めている。</p> <p>(5) 処分規程・倫理規程は協会ウエブサイトに公開している</p> <p>https://jpdsa-h.org/about/terms/</p>	19.処分規程 12.倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・処分審査については、処分規程第7条にコンプライアンス委員会が中立かつ公平に審査することと定めている。	19. 処分規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・処分規程第11条において、スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。	19. 処分規程（第11条）
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・処分規程第11条において、スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定め、協会ウェブサイト上にて周知している。 https://jpdsa-h.org/about/terms/	19. 処分規程（第11条）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会規程を置いている。しかしながら、危機管理マニュアル整備がなされていないため「危機管理マニュアル策定委員会」設置し、「危機管理マニュアル」策定を整備していく。 	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・地方組織は現在設置されていないため本項目には該当しない	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方組織は現在設置されていないため本項目には該当しない	